



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ジャパンマテリアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 久男
(証券コード6055 東証第一部、名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 小川 圭造
(TEL : 059-399-3821)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第28条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第18条～第27条 (条文省略)	第18条～第27条 (現行どおり)
第28条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、 <u>取締役会の決議によって</u> 免除することができる。	第28条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の</u> 取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、 <u>同法第423条第1項の</u> 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="357 297 735 327">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="277 371 639 400">第 29 条～第 36 条（条文省略）</p> <p data-bbox="277 445 624 474">第 37 条（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="277 483 815 663">当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="277 669 815 880">2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p data-bbox="917 297 1295 327">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="836 371 1198 400">第29条～第36条（現行どおり）</p> <p data-bbox="836 445 1173 474">第37条（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="836 483 1374 663">当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="836 669 1374 848">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日

以上